

『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂（概要）
及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂（概要）

I 背景等

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「閣議決定」と略称。）において、「法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。」とされた。

また、今回の閣議決定では、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入」することとして、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」が求められていた。この内容を踏まえ、独立行政法人通則法が改正され、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員の不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新設された。

以上を踏まえ、独立行政法人会計基準研究会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会による共同ワーキング・チームで、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂の検討を行った結果を報告するものである。

II 主な改訂項目及び内容（案）

1. 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

①セグメント情報の開示

- ・ 開示するセグメント情報を、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく情報とする。
- ・ 開示すべきセグメント情報について、業績評価のための情報提供を担保するため、総損益と行政サービス実施コストを追加。

②運営費交付金の会計処理

- ・ 運営費交付金の会計処理については、業務の進行に応じて収益化を行う方法である業務達成基準により収益化を行うことを原則とする。
- ・ 収益化単位の業務は、内部管理が機能するよう、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。

2. 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書

- 会計監査人の権限、義務及び責任等に関する記述について、閣議決定及び独立行政法人通則法を踏まえた修正。
 - ・ 会計監査人の会計帳簿等の閲覧謄写、会計報告の請求権の新設
 - ・ 監事に対する、役員による不正行為等の報告義務の新設
 - ・ 会計監査人の独立行政法人に対する損害賠償責任規定の新設

共同ワーキング・チームにおける検討実績（参考）

日時等	議題
第1回（8月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の収益化基準の見直し①（基準第81） ○ 行政執行法人創設に伴う運営費交付金の会計上の取扱い（基準第81）
第2回（9月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の収益化基準の見直し②（基準第81） ○ 事業等のまとめりに区分された情報の充実①（基準第43）
第3回（10月24日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の収益化基準の見直し③（基準第81） ○ 事業等のまとめりに区分された情報の充実②（基準第43） ○ 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂①
第4回（11月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂② ○ 注記及び附属明細書の充実（注解53、Q&A） ○ 企業会計の改訂を踏まえた退職給付引当金の会計処理の見直し（基準第38、Q&A） ○ その他の会計処理① ○ 適用時期の確認①
第5回（12月16日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用時期の確認② ○ 前文及び表現の整合性の確認 ○ その他の会計処理②（基準第83）